

役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかね(以下、「法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、執行役員及び会計監査人を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 執行役員とは、定款第25条に基づき任命される者をいう。
- (6) 会計監査人とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (8) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (9) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。
報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員に対する報酬は、年額で定め、各々の理事には月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に、定められた報酬年額の12分の1ずつ支払う。ただし、月の途中で就任又は退任した場合は、日割りで支給するものとし、また、1円未満の端数があるときは円単位に切り上げるものとする。非常勤役員及び評議員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。
3. 常勤理事及び執行役員、評議員選任・解任委員で、法人の職員の立場を有し、給与規程に基づいた給与を支給される者に対しては報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員等に準じて報酬を支給する。
4. 常勤理事の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
5. 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
6. 会計監査人に対しては、契約に基づき報酬を支払うものとする。
7. 評議員選任・解任委員には、本規程に基づき報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬は、別表1「役員等の報酬額」の範囲内とし、各々の役員等の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

2. 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表2「非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬」に定める定額とする。
3. 常勤理事に対する退職慰労金は、別表第3「常勤理事の退職慰労金の算出要領」に定める算式により、当該退任者の功労に応じて算出される額を上限とし、各々の理事の支給額は、評議員の承認を得て決めるものとする。
4. 前項の退職慰労金は、常勤の理事として円満に勤務して退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
5. 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2. 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月月末に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2. 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

3. 退職慰労金は、評議員会により支給額が確定された後、速やかに支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

第11条 この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表

別表1「理事の報酬額」

- ・ 常勤理事 年4,800万円までの範囲

別表2「非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬」

名 称	報 酬	実費弁償費	
		近畿圏内に住所を有する者	近畿圏外に住所を有する者
理事会又は評議員会出席の都度	一律30,000円	5,000円	30,000円
監事監査業務 1日につき	一律50,000円		
評議員選任・解任委員会出席の都度	一律10,000円		

(注) 報酬および実費弁償については手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

別表3「常勤理事の退職慰労金の算出要領」

1. 最終報酬月額×役位在位年数×最終役位別倍率
2. 役位別倍率
理事長 3.0～2.0
業務執行理事 2.0～1.0
理事 1.0～0.5

(注1) 役位に変更がある場合には、役員在任中の最高役位をもって最終役位とする。

(注2) 役位の変更にて報酬月額に減額が生じた場合は、最終報酬月額は役員在任中の最高報酬月額とする。

(注3) 在位年数のうち、法人の職員の立場である期間は除く。また、在位年数の端数が5ヶ月以上の場合は、1年として計算する。

(注4) 退職金の上限は、別表1「理事の報酬額」に定める上限額の2倍までとする。